

刈谷市処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 9 号

刈谷市処務規則の一部を改正する規則

刈谷市処務規則（昭和 2 5 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の表子育て支援課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（ 7 ） 児童発達支援センターの管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市副市長事務分担規則及び市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 0 号

刈谷市副市長事務分担規則及び市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部を改正する規則

(刈谷市副市長事務分担規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市副市長事務分担規則（平成 2 0 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「鈴木副市長」を「岡部副市長」に改める。

(市長の職務を代理する者の順位に関する規則の一部改正)

第 2 条 市長の職務を代理する者の順位に関する規則（昭和 2 7 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「鈴木副市長」を「岡部副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 1 号

刈谷市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

刈谷市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号を次のように改める。

（1）音声記録された電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 当該電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

（2）映像記録された電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴

イ 当該電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

（3）前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を電子計算機その他の専用機器により再生したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

ウ 当該電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の開示について適用し、同日前にされた開示請求に係る保有個人情報の開

示については、なお従前の例による。

刈谷市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 2 号

刈谷市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市行政手続条例施行規則（平成 9 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公示の方法による通知の場合における不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第 3 条 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 3 号

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 5 年規則第 2 号）の一
部を次のように改正する。

様式第 5 号（裏）中「必ず」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基づいて交
付された印鑑登録証は、改正後の刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規
則の規定に基づいて交付された印鑑登録証とみなす。

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 4 号

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 4 6 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 級別資格基準（第 4 条—第 8 条）」を「第 3 章 削除」に改める。

第 2 条中第 5 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 5 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 削除

第 4 条から第 8 条まで 削除

第 9 条第 1 項中「応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「応じて」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者となった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定することができるものとする。

（1）刈谷市に勤務する者で給料表の適用を受けないもの

（2）他の地方公共団体の職員

（3）国家公務員

（4）前 3 号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

第 1 0 条第 1 項中「別表第 6」を「別表第 2」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前条第2項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として市長が定める場合には、前項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第11条第2項中「第5条第2項の規定の例によるもの（同条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）」を「試験の結果に基づいて職員となった者に適用するもの」に、「学歴免許等資格区分表」を「別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「次の各号に掲げる」及び「当該各号に定める」を削り、「第10条第1項」を「第10条」に改め、「この項において「基準号給」という。」を削り、「当該経験年数」を「その者の有する経験年数」に改め、「（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」を削り、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第14条から第17条までを次のように改める。

（経験年数）

第14条 前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として市長が定める場合にあつては、市長が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴

免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、市長の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い）

第15条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合には、その採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第16条及び17条 削除

第18条第1項中「級別資格基準表に定める資格基準」を「その者の勤務成績」に改め、「1級上位の職務の級に」を削り、同項後段を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第19条中「第5条第2項に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「試験の結果に基づいて職員となり、異なる」に、「取得し、若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった」を「取得した」に改め、「前条の規定にかかわらず」を削る。

第20条第1項中「、第18条の規定にかかわらず、市長の定めるところにより」を削る。

第21条第1項中「別表第7」を「別表第6」に改める。

第22条の2第1項中「別表第7の2」を「別表第7」に改める。

第23条の見出し中「初任給基準表」の次に「又は給料表の適用」を加え、同条

第1項中「職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職務に異動させる場合には」を「次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は」に、「応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ」を「応じて決定する（第1号に掲げる異動の場合にあっては、決定し）」に、「もの」を「)もの」に改め、同項に次の各号を加え、同条第2項を削る。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動
(次号に掲げる異動を除く。)

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第24条第1項中「前条第1項に規定する」を「前条第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「第15条又は第16条」を「第10条第2項」に改め、同条第3項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条中「前条第1項に規定する」を「第23条第2号に掲げる」に改める。

第33条第1項中「別表第7の3」を「別表第7の2」に改め、同条第7項中「第23条に規定する」を「第23条第1号に掲げる」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第5条」を「第11条」に改める。

別表第4中「第6条」を「第14条」に改める。

別表第5中「第7条」を「第14条」に改め、同表備考第3項を削り、同表備考第4項を同表備考第3項とし、同表備考第5項を同表備考第4項とする。

別表第6を別表第2とする。

別表第7を別表第6とする。

別表第7の2を別表第7とする。

別表第7の3を別表第7の2とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第15号

刈谷市職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の通勤手当支給規則（昭和34年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「55,000円」を「66,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 6 号

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市税条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（その 2）及び様式第 4 号（その 2）中

「

基礎	
所得控除合計	

を

特定親族特別	
基礎	
所得控除合計	

に、

参考

参考

」

「

本人該当				
寡婦	ひとり親	勤労学生	障害	
			特別	一般

を

本人該当					特親
寡婦	ひとり親	勤労学生	障害		
			特別	一般	

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市児童発達支援センター条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月25日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第17号

刈谷市児童発達支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市児童発達支援センター条例（令和8年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 刈谷市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）で行う児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に係る定員は、30人とする。

(休館日)

第3条 児童発達支援センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第4条 児童発達支援センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

(通所)

第5条 児童発達支援に係る児童発達支援センターへの通所は、原則として通所用バスによって行う。

2 利用者が通所用バスによって通所するときは、児童発達支援センターの職員は、当該通所用バスに同乗し、必要な監護及び指導を行うものとする。

(指導の内容)

第6条 児童発達支援の指導の内容は、利用者の特性、能力等に応じ、利用者が健全な社会生活を営むことができるように、集団的及び個別的に生活指導を行うも

のとする。

(保護者との連絡)

第7条 所長は、児童発達支援に係る利用者に関し、利用者連絡帳を作成し、利用者の身体状況、精神状態、指導状況等について必要な事項を記入し、常に保護者と連絡するように努めなければならない。

(保健衛生)

第8条 所長は、常に利用者の保健衛生に留意し、健康を保持するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年1月29日から施行する。ただし、第5条から第7条まで及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(刈谷市ふれあいの里条例施行規則の一部改正)

2 刈谷市ふれあいの里条例施行規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 刈谷市立しげはら園（第4条―第9条）」を「第1節 削除」に改める。

第2章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第4条から第9条まで 削除

第43条第1項及び第2項中「しげはら園の園長及び」を削る。

別表第1 刈谷市中心身障害者福祉センターの部しげはら園の項を削る。

別表第2中

しげはら園
くすのき園
すぎな作業所

を

くすのき園
すぎな作業所

に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 削除

刈谷市立しげはら園処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長

刈谷市規則第 1 8 号

刈谷市立しげはら園処務規則の一部を改正する規則

刈谷市立しげはら園処務規則（平成 2 7 年規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改める。

第 3 条の見出しを「(園長等の設置)」に改め、同条第 1 項第 4 号を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 しげはら園に所長代理、副主幹、専門員、主任主査、主査、保健師及び看護師を必要に応じ置くことができる。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 所長代理は、園長の職務を補佐する。

第 4 条第 3 項中「保育士」を「副主幹、専門員、主任主査、主査、主任保育士、保育士、保健師」に改める。

第 5 条中「上席の職員」を「所長代理」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 9 号

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市国民健康保険税条例施行規則（昭和 4 9 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表（4）の項及び（5）の項中「被保険者均等割額」の次に「、1 8 歳以上被保険者均等割額」を加え、同表（6）の項中「被保険者均等割額」の次に「及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

刈谷市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 0 号

刈谷市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市下水道条例施行規則（昭和 6 3 年規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を削る。

第 8 条中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。